



宮 崎 県 公 報

令和3年5月17日(月曜日) 第 205 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 1

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施……………(医療薬務課) 1
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 2

頁

- 土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……(農村整備課) 2
- 土地改良区連合の役員の就任の届出……………(“) 4
- 土地改良区連合の役員の就退任の届出……………(“) 4
- 土地改良区の定款変更の認可……………(“) 4

正 誤

- 令和3年1月7日付け県公報(第169号)中……………4
- 令和3年2月22日付け県公報(第182号)中……………4
- 令和3年3月1日付け県公報(第184号)中……………5

告 示

宮崎県告示第 394号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300380	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-延岡	延岡市大貫町5丁目1545番地	株式会社カタヤマ	熊本県玉名郡南関町関東130番地4	令和3年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能型)

宮崎県告示第 395号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1393	株式会社バイオ宮崎市橋通西5丁目1番23号	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	株式会社バイオ宮崎市高岡町821-1
------	-----------------------	----	------------------	--------------------

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験(一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。)を次のとおり実施する。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
令和3年8月3日(火曜日)午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1391	井窪 悟志 都城市高城町穂満坊498-1	採取 精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	井窪 悟志 都城市高城町穂満坊498-1
1392	瀬之口 慎也 都城市山田町山田5704番地2	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	瀬之口 慎也 都城市山田町山田5704番地2

J A ・ A Z Mホール

3 受験願書の提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送（書留郵便に限る。）によることができる。

(2) 受付期間

令和3年5月31日（月曜日）から6月11日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、6月11日付けの消印のあるもので有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があつた。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	岩脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地

（任期：令和3年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があつた。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	長嶺 一司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理事	田中 幸男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地1
理事	西森 洋光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理事	山内 一豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地
理事	杉山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地1
理事	中原 孝二	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地
理事	小田原 俊浩	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地

理事	布施 利男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理事	椎 恒徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理事	弘松 義幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理事	押川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理事	日高 順一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理事	児玉 静雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監事	明坂 隆生	宮崎市神宮西1丁目71番地 1
監事	加賀 正浩	宮崎市下北方町戸林5289番地 1
監事	和田 安生	宮崎市花ヶ島町赤江町1335番地 1

（任期：令和5年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	長嶺 一司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理事	田中 幸男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地 1
理事	西森 洋光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理事	山内 一豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地
理事	杉山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地 1
理事	末政 輝弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地末政アパート 101号
理事	中原 孝二	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地
理事	小田原 俊浩	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理事	布施 利男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理事	椎 恒徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理事	弘松 義幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理事	押川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理事	日高 順一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理事	児玉 静雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地

監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西 1 丁目 71 番地 1
監 事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林 5289 番地 1

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、新富土地改良区 (新富町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 5 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 光 太	児湯郡新富町大字伊倉 1643 番地
監 事	芳 野 京 子	児湯郡新富町大字新田 8249 番地 1

(任期：令和 6 年 4 月 28 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	中 村 光 太	児湯郡新富町大字伊倉 1643 番地

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、大淀川左岸土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 5 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江 1887 番地 2
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島 2 丁目 12 番 21 号
理 事	宮 原 義 久	小林市細野 2879 番地
理 事	初 田 学	東諸県郡綾町大字入野 2255 番地
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名 4903 番地 132
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115 番地 1
理 事	松 江 良 徳	小林市野尻町紙屋 597 番地 8
理 事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋 1694 番地 3
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣 4883 番地

理 事	島 村 幸 広	宮崎市高千穂通 2 丁目 6 番 23 号サ ーパス宮崎駅前 602 号
理 事	田山地 和 幸	宮崎市大字塩路 537 番地 1
理 事	石 川 幸 保	宮崎市高岡町花見 4180 番地
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永 2672 番地
理 事	川久保 光 夫	小林市野尻町紙屋 3776 番地
理 事	徳 弘 孝 一	東諸県郡綾町大字南俣 5167 番地 48
理 事	柚木崎 宏 信	東諸県郡綾町大字入野 1961 番地
監 事	仁田脇 七 郎	宮崎市新別府町藺田 156 番地 1
監 事	松 田 典 久	東諸県郡綾町大字南俣 230 番地 3
監 事	漆 野 正 廣	小林市野尻町紙屋 949 番地 5

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江 1887 番地 2
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島 2 丁目 12 番 21 号
理 事	宮 原 義 久	小林市細野 2879 番地
理 事	初 田 学	東諸県郡綾町大字入野 2255 番地
理 事	畠 中 征 郎	東諸県郡綾町大字入野 1287 番地 1 - 2
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 308 番地 1
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115 番地 1
理 事	富 田 満 州 男	小林市野尻町紙屋 3229 番地 41
理 事	東 郷 辰 孝	宮崎市高岡町飯田 2253 番地 1
理 事	岡 武 義	宮崎市大字芳士 3701 番地 227
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名 4903 番地 132
理 事	小 田 道 夫	東諸県郡綾町大字南俣 5353 番地 66
理 事	松 江 良 徳	小林市野尻町紙屋 597 番地 8
理 事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋 1694 番地 3

理 事	島 村 幸 広	宮崎市高千穂通 2 丁目 6 番 23 号サ ーパス宮崎駅前 602号
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地
監 事	長 瀬 茂 弘	小林市野尻町東麓3146番地29
監 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田 3 丁目 3 番地 1
監 事	舩 田 孝 一	東諸県郡綾町大字入野1945番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 光 太	児湯郡新富町大字伊倉1643番地

（任期：令和6年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	樽 見 一 寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理 事	久 家 康 一	児湯郡川南町大字川南2043番地16
理 事	網 代 宗 章	児湯郡川南町大字平田3420番地
理 事	今 井 芳 洋	児湯郡川南町大字川南5787番地 2
理 事	上 野 光 正	児湯郡高鍋町大字持田3073番地 4
理 事	日 高 昭 彦	児湯郡川南町大字川南 13680番地 1
監 事	河 野 浩 一	児湯郡川南町大字川南 10508番地 1
監 事	永 友 良 和	児湯郡高鍋町大字持田4960番地 2

（任期：令和7年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 友 定 己	児湯郡高鍋町大字持田2967番地
理 事	清 水 通 治	児湯郡川南町大字川南 18247番地 3
理 事	湯 地 信 一	児湯郡川南町大字川南 25273番地 6
理 事	阿 部 芳 治	児湯郡川南町大字平田3025番地 6
理 事	河 野 徹	児湯郡川南町大字川南8965番地 1
理 事	日 高 昭 彦	児湯郡川南町大字川南 13680番地 1
監 事	橋 本 重 美	児湯郡高鍋町大字持田4167番地
監 事	井 上 浩 一 郎	児湯郡川南町大字川南5199番地11 93

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から令和3年3月26日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

正 誤

令和3年1月7日付け県公報（第 169号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	20	令和3年1月1日から令和6年12月31日まで	令和3年1月1日から令和5年12月31日まで
		3	令和3年1月1日から令和6年12月31日まで	令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

令和3年2月22日付け県公報（第 182号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	38	（三） 変更後の指定施業要件 1 立木の伐採の方法	（三） 変更後の指定施業要件 1 立木の伐採の方法

		<p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>宮崎市・西臼杵郡高千穂町・西臼杵郡日之影町（以上一市二町については、次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>宮崎市・都城市・西臼杵郡高千穂町・西臼杵郡日之影町（以上二市二町については、次の図に示す部分に限る。）</p>
--	--	--	--

令和3年3月1日付け県公報（第184号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	18	<p>(三) 変更後の指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>延岡市・児湯郡新富町（以上一市一町については、次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>(三) 変更後の指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>都城市・延岡市・児湯郡新富町（以上二市一町については、次の図に示す部分に限る。）</p>

--	--